

## 徳島県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から行政監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月8日

徳島県監査委員 近 藤 光 男  
同 岡 崎 悦 夫  
同 大 寺 健 司  
同 原 山 徹 臣  
同 福 博 史

監査結果の公表年月日		令和3年3月9日
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置
1 売払代金の取扱い	<p><b>〈農林水産総合技術支援センター経営研究課〉</b>            収入の原因が発生した際は、直ちに調定しなければならない。また、現金により直接収納した場合は、収入分任出納員等からの報告に基づいて速やかに調定しなければならないにもかかわらず、調定の手続が遅れ、翌年度の調定・収入となっているものがある。            今後、生産担当者と会計担当者の連携を強化するとともに、事務処理方法をルール化するなどにより適正な事務処理を確保する必要がある。</p>	<p>当センターでは、当センター内の各研究課及び農業大学校が生産した農作物（「生產品」）について、農業大学校の学生が運営する模擬会社「徳島農大そらそうじゃ」に販売している。            当事案は、令和2年2月分の「仕入票」について、「そらそうじゃ」から当課に提出されなかったものであり、別途農産園芸研究課等から当課あて同月分の「生產品処分書」は提出されていたものの、当課でチェック漏れとなったものである。            指摘以後、副課長を責任者として、「生產品売払収入・月別調定確認表」を作成し、総務担当で共有し、主担当者が毎月調定済みチェックを入れ、毎月末に副課長において当該チェック済み確認を徹底し、再発防止を図っており、以後の調定は適正に処理している。            今後とも、生産担当者と会計担当者の連携を図るとともに、上記事務方法を徹底することにより、適正な事務処理の実施に努めてまいりたい。</p>
	<p><b>〈那賀高等学校〉</b>            収入の原因が発生した際は、直ちに調定しなければならない。また、現金により直接収納した場合は、収入分任出納員等からの報告に基づいて速やかに調定しなければならないにもかかわらず、調定の手続が遅れ、翌年度の調定・収入となっているものがある。            今後、生産担当者と会計担当者の連携を強化するとともに、事務処理方法をルール化するなどにより適正な事務処理を確保する必要がある。</p>	<p>当校では、生産した木工製品を、「那賀高等学校消費組合」を通して、販売先（企業）に販売しているが、その売上げについて相手方より指定口座（事務長名義の「消費組合」通帳）に振込があったにもかかわらず放置し、県（指定金融機関）への払込手続が遅延したものである。            指摘以後、事務長名義の通帳を通さず直接県と販売先との取引に改め、「事前調定」を行い販売先へ納入通知書を送付することとし、以後の調定は適正に処理している。            今後とも、生産担当者と会計担当者の連携を図るとともに、上記事務方法を徹底することにより、適正な事務処理の実施に努めてまいりたい。</p>

**2 県立学校生徒による商品開発、販売活動における会計処理**

**〈阿南支援学校〉**

授業(作業学習)で生産した花の苗や野菜などを企業等に売り払っているにもかかわらず、県の収入に計上していない。  
今後、関係機関と協議し、歳入歳出予算の計上を行い、売払代金については生産品売払収入に計上するとともに、活動に必要な物品等の購入費用については県費から支出し、適切な会計処理を行う必要がある。

当校では、作業学習で栽培した花の苗を民間会社に提供し、授業の一環として植栽活動も併せて行っており、その代価として民間会社から、花の苗代金(植栽含む)を受け取っている。受け取った代金は、指定の口座に振り込まれ、売上げについては、すべて作業学習のために使われていた。

令和3年度は、花の植栽が令和3年5月21日と同年11月16日に行われ、それぞれ売払代金を県の生産品売払収入に計上している。

歳出については、令和4年度県歳出予算から必要経費を支出する予定であり、今後とも、適切な会計処理の実施に努めてまいりたい。